

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

徳島市（以下「甲」という。）と勝浦町（以下「乙」という。）は、平成23年3月30日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定別表第1中エの表をオの表とし、ウの表の次に次のように加える。

エ 環境衛生

公共施設の広域利用	取組の内容	圏域内（小松島市）の火葬場整備推進により、広域利用を促進し、住民の快適で衛生的な生活環境の確保を図る。
	甲の役割	小松島市の実施する火葬場整備及び広域利用を円滑に促進するため、連携市町村の調整を図るとともに、甲の区域内の住民に対して広域利用について周知する。
	乙の役割	甲及び連携市町村と連携し、小松島市立火葬場の広域利用について、乙の区域内の住民に周知する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年12月22日

甲 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市

徳島市長 原 秀 樹



乙 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地

勝浦町

勝浦町長 中田 丑五郎

